

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県流域下水道センターの項の次に次のように加える。

幹線街路 整備事務 所	奈良市法 蓮町		西九条佐保線街路事業 に関する事。	地域デザイン推進 課
-------------------	------------	--	----------------------	---------------

別表第二奈良県流域下水道センターの項の次に次のように加える。

幹線街路 整備事務	用地課 建設課	用地課	一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関する事。 二 器具、機械その他物品の管理に 関する事。 三 工事の契約に関する事。 四 建設工事に必要な土地の取得及 び地上物件の移転に関する事。 五 事業の広報活動に関する事。 六 不動産の登記に関する事。 七 その他建設課の主管に属しない 事。	建設課
--------------	------------	-----	--	-----

所	
	<ul style="list-style-type: none"> 一 西九条佐保線の整備に関するこ と。 二 工事の計画及び事業費並びに進 捗に関すること。 三 工事の調査及び調整に関するこ と。 四 工事の施工及び指導監督に関す ること。 五 工事の検査に関すること。 六 工事用器具、機械及び資材の検 収に関すること。 七 その他工事の技術に関すること。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の

一部を次のように改正する。

別表第一流域下水道センターの項の次に次のように加える。

—— 幹線街路整備事務所

—— 所長、次長、課長

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。